

未確定事項の監査問題 —カーマイケルの研究—

林 隆 敏

I カーマイケル研究の意義

ゴーイング・コンサーン問題を含む未確定事項の監査問題は古くから監査人を悩ましてきた。未確定事項 (uncertainties, matter involving an uncertainty) とは、財務諸表の項目、金額または開示に影響を及ぼす可能性があるが、経営者も監査人もその影響を合理的に確定することができない不確実性を含む事項をいう。本章では、未確定事項の監査問題に関する先駆的な研究であり、爾後の研究や監査基準にも大きな影響を及ぼした、カーマイケル (D. R. Carmichael) による次の二つの研究成果を整理、検討する。本稿の目的は、未確定事項の監査問題が、特にゴーイング・コンサーン問題との関連で注目され始めた時期に展開された主張と論理を確認するとともに、ゴーイング・コンサーン問題の研究に対する示唆を明らかにすることにある。

- ① AICPA 監査研究モノグラフ第1号『監査人の報告義務』
(Carmichael [1972])。以下では『モノグラフ』とする。
- ② 「財務報告におけるリスクおよび不確実性と監査人の役割」
(Carmichael [1976])。以下では「1976年報告」とする。

『モノグラフ』は、筆者の知り得た限りでは、アメリカで初めて未確定事項の監査問題を理論的・体系的に考察した研究成果である¹⁾。また、未確定

1) AICPAの監査研究モノグラフは、監査手続書(Statements on Auditing Procedures : SAP)の公表には理論的研究が欠けているとの観点から、これを是正するために

事項のなかから特別の考慮を要するものとしてゴーイング・コンサーン問題（波及的未確定事項）を分離・独立して考察している点でも、ゴーイング・コンサーン問題の研究上、重要な研究成果の一つに数えられる。ここでは、重要な未確定事項が存在する場合に、監査人はいかなる基準に基づいていかなる監査意見を表明すべきかが詳細に検討されている。また、「1976年報告」では、「情報リスク」と「ビジネス・リスク」という概念に基づき、監査人の役割は財務諸表の情報リスクを引き下げることであり、ビジネス・リスクの評価には関与すべきではないという立場から、企業存続にかかわる未確定事項の存在を理由とする条件付限定意見の廃止が主張されている。この2つの研究成果には未確定事項に対する監査人の役割について、大きく異なる見解が示されている。

II 未確定事項の性質と評価

本節では、『モノグラフ』第4章で展開された未確定事項の性質と評価基準に関する議論を整理する。

1. 異常な未確定事項の性質

当時、SAP第33号は、「特定項目の将来における進展の影響に関する異常な不確実性」と題して、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある未確定事項が

1969年から実施された監査研究計画の成果の一つである。

『モノグラフ』の問題意識は、当時のアメリカの監査基準（AIA [1954]）の報告基準第四およびその実務適用上の指針であるSAP第33号（AICPA [1963]）の規定に存在する曖昧性、具体的には、①限定意見と意見差控との区別ならびに限定意見と不適正意見との区別、②意見差控と不適正意見との区別、および③条件付限定意見の適切な使用について考察し、将来のあるべき方向性（改善案）を示唆することにあつた。

報告基準第四は、「監査報告書には、財務諸表全体に対する意見を記載するか、または意見を表明できない旨を記載しなければならない。財務諸表全体に対する意見が表明できない場合には、その理由を記載しなければならない。監査人の氏名が財務諸表に関連づけられるすべての場合において、監査報告書は監査人が実施した検査の特性、および監査人が負うべき責任の程度に関する明確な記載を行わなければならない。」と規定していた。また、SAP第33号の第10章パラグラフ9は、「限定事項が、財務諸表の全体としての適正性に関する意見の表明を否定するほどに重要である場合には、意見の表明を差し控えるか、不適正意見を表明しなければならない。」としていた。

重要な (material) 場合には条件付限定意見を表明し、著しく重要な (so material) 場合には、意見の表明を差し控えることを指示していた (pars. 45-47)。カーマイケルは、監査人による財務諸表の不確実性の評価とSAP第33号のいう「異常な不確実性」の性質について、次のように述べている (pp.68-71)。

財務諸表の作成に必要な見積り、概算および判断は、まず経営者によって行われる。監査人の職能は、公平な観察者として経営者の判断の合理性を評価することにある。経営者の判断の妥当性が依存している将来に関する証拠は現時点では存在しないため、監査人による評価は過去の経験によって導かれる。経営者による見積り、概算および判断は、期待したことが現実に生じるという意味での正確ではあり得ない。監査人にできることは、過去の経験に照らして、経営者の判断は合理的か合理的でないかを決定するか、または判断を形成できないと決定するかのいずれかである。将来に関する経営者の判断と過去の経験とを関連づける監査人の評価は、帰納的推論 (inductive reasoning) のプロセスに類似する。監査人の観点から、経営者によって判断された事象の結果の蓋然性 (probability) が、類似の性質を持つ過去事象についての証拠との関連において異常なものであれば、その未確定事項は異常である。監査人は、過去の経験に照らして将来に関する経営者の判断の合理性を判断することによって財務諸表の不確実性を評価するという主張からすれば、異常な未確定事項は、過去の経験との関連が非常に不明確な、または存在しないものとして特徴づけられる。

2. 未確定事項の評価

次にカーマイケルは、所与の状況において適切な監査報告書の種類を決定するための具体的な指針である「指示概念 (directing concept)」²⁾を異常な

2) 『モノグラフ』第4章「監査報告における中心的諸概念」(pp.49-66)では、所与の状況において適切な監査報告書の種類を決定する規準を構成する監査報告上の諸概念として、指導概念 (guiding concept) と指示概念 (directing concept) が導入されている。指導概念とは、監査報告の一般的目的に関連する行動についての広範な指針で

未確定事項に適用し、異常な未確定事項が存在する場合に限定意見の表明と意見差控のいずれが適切であるかを決定するための判断規準を考察している。実施概念は次のように示されている (p.55)。

- I. 相対的な金額の大きさ (量的テスト)
- II. 蓋然性 (財務諸表の作成に固有の不確実性の許容水準)
 - A. 帰結の不確実性
 - 1. 解決の切迫性
 - 2. 過去の経験の十分性
 - B. 誤謬の可能性
- III. 有用性 (財務諸表分析)
 - A. 専門的知識
 - B. 波及性
 - C. 項目の性質 (固有の重要性)

(1) 相対的な金額の大きさ (pp.55 and 71)

相対的な金額の大きさ (relative magnitude) とは量的重要性を意味する。この概念は一般に、監査意見の種類を決定するための第一段階、すなわち除外事項が無限定意見を表明できないほどの重要性を有するかどうかの判断に用いられる。ただし、相対的な大きさは、異常な未確定事項が存在する場合に限定意見と意見差控のどちらが適切であるかの決定の根拠とはなりえない。例えば資産の実現可能性や訴訟といった事項の帰結が不確実であれば、財務

あり、多くの場合、直接には適用できない概念である。指示概念とは、所与の状況において適切な監査報告書の種類を決定する際のより具体的な指針である。指導概念は、文献調査に基づく論理的帰結として導き出されたものであり、指示概念は、会計事務所の機密書類から得られた事例の詳細な調査および実務に携わっている会計士に対するインタビューから帰納されたものである。指示概念は、森 [1977, pp.145-149]、林 [1992]、永見 [1998] および八田 [2001, pp.174-185] でも考察されている。

諸表に及ぼしうる影響額が重要であるとしても、それは潜在的なものであるにすぎない。そのため、未確定事項が財務諸表に及ぼしうる影響額の潜在的な大きさは、蓋然性ととも評価されなければならない。

(2) 蓋然性 (pp.57-60 and 71-74)

蓋然性 (probability) とは、監査済財務諸表に含まれる不確実性の許容程度を意味する。この概念は、(1)合理的に見積もることができないか、または十分に解決されていない異常な未確定事項と、(2)監査範囲の制限という二つの問題領域に関連する。この二つの問題はそれぞれ「帰結の不確実性」と「誤謬の可能性」に関して評価されるが、不確実性の評価に関係するのは前者である。

未確定事項の蓋然性の評価にあたって、監査人はまず当該事項の生じうるさまざまな帰結が財務諸表に及ぼす影響額を見積もり、次に帰結の発生可能性を評価しなければならない。ただしこの評価は統計的な確率ではなく、「可能性が高い」、「平均」および「可能性が低い」といった質的 (主観的な) 蓋然性による。そして最後に、相対的な金額の大きさを決定するために、平均以上の発生可能性を有する全ての帰結の金額と、財務諸表の基準値 (例えば資産総額) とを比較する。

帰結の不確実性の評価においては、帰結の合理的な見積りの指針として、事象の切迫性と過去の経験との関連性を考慮しなければならない。切迫性 (imminence) とは、不確実性の帰結が財務諸表に影響を及ぼす時点の近さ、すなわち目前に迫っているのか、あるいはまだ時間的な余裕があるのかを意味する。時間的余裕があれば当期の財務諸表に及ぼす影響は小さいと想定することができる。過去の経験との関連性は、将来についての判断の合理性と企業の過去の活動を結び付ける監査人の能力に関連する。評価対象の事項と類似の性質を持つ事項に関する経験の蓄積があれば、過去の経験の外挿 (extrapolation) によって最終的帰結の合理的な見積りが可能となる。

監査人は、このようにして評価された相対的な金額の大きさと蓋然性を結合して、未確定事項の予想される重要性を決定する。予想される重要性が無

限定意見を表明できないほど大きいと決定されれば、監査人の注意は、限定意見と意見差控のどちらが適切であるかの主要な決定要素としての、報告上の有用性概念に向けられる。

(3) 有用性

未確定事項が重要であると確信した場合、監査人は、その結論を限定意見によって適切に伝達することができるかを決定しなければならない。その際、監査人は、監査報告書とあわせて財務諸表を利用した場合の有用性を検討しなければならない。有用性 (utility) とは、財務諸表と監査報告書が一体として、意味のある情報を的確に財務諸表利用者に伝えることができるかを意味する。カーマイケルは、この有用性を指示概念の中で最も重要な報告規準と考えている。このような有用性を分析するために、「専門的知識」、「波及性」および「項目の性質」という三つの下位概念が示されている。

① 専門的知識 (pp.61-63 and 75-79)

財務諸表利用者は、財務諸表に対して意見を表明した監査人が、その意見の種類にしたがった責任を引き受けるという合理的な期待を有している。監査人は、財務諸表のある項目の評価が明らかに自分の専門的知識 (expertise) の範囲内にあるにもかかわらず、責任を限定するために監査報告書の修正を行うことは許されない。監査人が無限定意見を表明した場合、財務諸表の読者は、監査人が、監査意見の形成に必要な監査手続を実施することによって、そして自己の監査人としての専門的能力の範囲内にある必要な判断を行うことによって、GAAPに準拠した財務諸表の適正性に関して満足したものとする。逆に、監査人が、未確定事項の存在を理由として限定意見を表明するか意見表明を差し控えた場合、財務諸表利用者は、監査人は当該未確定事項が財務諸表に及ぼす影響を評価できなかったものとする。

② 波及性 (pp.63-65 and 79-83)

未確定事項が財務諸表に及ぼす影響を分離でき、明確にできるような場合、限定意見によって財務諸表利用者にその状況を的確に伝達するこ

とができる。これに対して、未確定事項が財務諸表に浸透しており、財務諸表の評価は事実上不可能なほどに波及的 (pervasive) である場合、限定意見の表明は正当化されず、意見表明を差し控えなければならない。波及性 (pervasiveness) の規準は、異常な未確定事項がある場合に意見差控が必要かどうかの重要な指針となる。このような波及的未確定事項 (pervasive uncertainties) は基本的に、①企業の継続的存続を阻害する未確定事項と、②企業の営業活動に強い関連を有し、多くの財務諸表項目に影響するような未確定事項の二種類である。なお、企業の継続的存続を脅かす未確定事項は通常、「項目の性質」という報告規準のもとで全般的状況にかかわる事項として評価される。しかし、分離可能な事項が継続的存続を深刻に脅かすほど非常に重要であり、意見差控が必要となる場合もある。

③ 項目の性質 (pp.65-66 and 74-75)

項目の性質 (nature of item) の考慮において最も基本的なことは、除外事項が特定の項目と全般的な状況のどちらに関連するかの考慮である。前者の場合には限定意見が適切であるが、後者の場合は限定意見では適切に伝達できないため意見差控が適切である。もし未確定事項が全般的な状況に関するものであれば、監査報告書の利用者は、財務諸表がどのような範囲においてどの程度まで影響を受けているかを判断することができない。したがって、限定意見は適切でなく意見表明を差し控えるべきであるとの推定がなされる。このような全般的な状況に関連する未確定事項の典型例は企業の継続的存続にかかわる未確定事項である。

3. 条件付限定意見廃止の提言

指示概念は、重要な未確定事項が存在する場合に限定意見と意見差控のどちらが適切かを判断する指針である。しかし、どのような場合に条件付限定意見が除外事項付限定意見よりも適切なのか、より基本的には両者の区別に意味はあるかという問題の解決には貢献しない (pp.85-86)。カーマイケル

は、この両者の区別について多くの監査報告事例を調査、検討し、最終的に条件付限定意見の廃止を次のように提言している (pp.142-143)。すなわち、監査意見を限定する際には、すべて「…を除いて」という文言を使用し、意見限定の理由を述べる中間区分には、①財務諸表は監査人が提案した修正を反映していないため間違っていること、または②財務諸表をどのように修正すべきか監査人にはわからないこと、のいずれかを記載すべきである。したがって、ここまでのカーマイケルによる考察に基づけば、財務諸表への影響を特定項目に限定できる未確定事項が存在する場合の監査報告は、次のように整理できる。

- ① 未確定事項に重要性（相対的な金額の大きさと蓋然性の結合判断）がない場合、無限定意見を表明する。
- ② 未確定事項に重要性がある場合、除外事項付限定意見を表明する。
- ③ 未確定事項に関する情報開示が不十分な場合、当該未確定事項の重要性に応じて、GAAP違反による除外事項付限定意見または不適正意見を表明する。

Ⅲ 波及的未確定事項

本節では、未確定事項の一類型として識別された波及的未確定事項、すなわちゴーイング・コンサーン問題に関して『モノグラフ』第6章で展開された議論を整理する。

1. ゴーイング・コンサーン問題への監査人の対応

カーマイケルは、継続企業概念の会計理論における位置づけ、財務諸表の作成における役割、および監査における重要性について考察し、ゴーイング・コンサーン問題に対する監査人の対応について次のように述べている (pp.92-93)。

企業が営業活動を開始した場合、監査人は、反証のない限り、企業の営業活動が将来にわたって継続すると仮定することができる。しかし、監査人は、

清算が起り得ないとは仮定しない。監査人は、継続企業の前提が真実であるかのように監査計画を立案し、監査の過程において企業の継続企業としての状態を積極的に確認しようとはしないが、企業が継続企業ではないという可能性に対しては注意を払うことになる。清算した企業に関する監査人の経験または知識と会計理論に関する訓練は、企業が継続企業ではないという状況の潜在的な重要性に監査人の目を向けさせる。

2. 継続企業の前提に対する反証と緩和要因

カーマイケルは、継続企業の前提に対する反証 (contrary evidence) を、債務支払の困難性という財務上の問題 (financial problem) にかかる要因と、業績不振という業務上の問題 (operating problem) にかかる要因の二つの範疇に大別し、さらにそれぞれを四つに細分している (p.94)。

A. 財務上の問題

1. 流動性の不足
2. 持分の不足
3. 債務不履行
4. 資金の不足

B. 業務上の問題

1. 継続的な営業損失の計上
2. 不振な収益見通し
3. 経営遂行能力の危機
4. 経営管理の欠陥

これらの財務上および業務上の問題は、継続的な営業損失の計上は持分の不足を派生し、不十分な現在および将来の収入は流動性の問題を派生するなど相互に関連し、また相互に依存しており、一方で、企業が業務上の問題を修正しても融資を獲得するのが困難な状態が続くなど、独立した側面も有する。

さらにカーマイケルは、継続企業に対する反証の識別とその重大性の評価に加えて、反証の緩和要因 (mitigating factor) を考慮しなければならないとする。緩和要因とは、例えば、債務不履行に対する権利放棄や資金の流入の見込み、債務契約の条件の調整や支払期限を延期する約束の取り付け、企業の信頼しうる経営計画または予算、あるいは経営活動を転換するために必要不可欠な経営陣の交替などである (p. 99)。業務上の諸問題を評価する監

査人の能力は、多くの場合、当該企業の経営活動に関して監査人が有する過去の経験の範囲に依存する。

ゴーイング・コンサーン問題の検討にあたって、継続企業の前提に対する反証とその緩和要因をあわせて考慮するという考え方は、SAS第34号（AICPA [1981]）で採用され、現在でも、アメリカのみならず国際監査基準および各国の監査基準に共通してみられるものである。

3. 監査報告要件

「継続企業の前提に対する反証」と「反証の緩和要因」という概念を用いた考察に基づく、波及的未確定事項が存在する場合の監査報告に関するカーマイケルの結論（pp.108-115）は、次のように整理できる。

- ① 継続企業の前提に対する反証は存在するが、これら諸問題の帰結の重要性が緩和要因によって解消されるであろうという十分な証拠が存在する場合、無限定意見を表明する。
- ② 継続企業の前提に対する反証を、例えば売上高および原価に関する予測に固有の不確実性に起因する棚卸資産の実現に関する不確実性のような、分離可能な未確定事項に限定することができる場合、除外事項付限定意見を表明する。
- ③ 継続企業の前提に対する反証が存在し、継続企業としての存続が当該諸問題の満足のいく解決に依存している場合、監査意見の表明を差し控える。
- ④ 継続企業の前提に対する反証によって、継続企業を前提として作成された財務諸表は適正ではない（資産がその計上金額よりもかなり低い水準で強制的に実現される）と監査人が確信した場合、不適正意見を表明する。
- ⑤ 波及的未確定事項に関する情報開示が不十分な場合、当該未確定事項の重要性に応じて、除外事項付限定意見または不適正意見を表明する。
カーマイケルは、不適正意見が意見差控よりも適切であるとする結論の

根拠は「時間の経過」であるとしている。

4. 意見差控に関する考察

上述のように、カーマイケルは、波及的未確定事項が存在する場合にはまず意見表明を差し控えるべきであると主張している。カーマイケルは、監査範囲の制限に起因する意見差控とは性質が異なることを認識したうえで、波及的未確定事項の存在を理由とする意見差控を支持する論拠を次のように述べている (pp.150-151)。

- ① 限定意見によって波及的未確定事項が存在する状況を財務諸表利用者に伝達することは非常に困難である。波及的未確定事項は部分的かつ個別的問題ではなく全般的な状況に関係する。監査人は流動負債が流動資産を超過しているという事実や、会社が数期にわたって営業損失を計上しているという事実など特定の側面を説明することはできるが、重要なのはそれら個別の要素ではなく、それらが相互に関係し財務諸表のほとんどすべてのデータの妥当性が疑わしいという状態である。
- ② 監査人は財務諸表利用者よりも波及的未確定事項が存在する状況についてより有効な評価を行える立場にある。会社の計画と予測、経営者の交代の重要性、経営活動に対する統制の有効性および経営者の客観性と理解力は、通常、財務諸表利用者には入手できない。監査人は将来を予測できないが、外部の誰よりも現在を評価するのにかなり有利な立場にある。

なお、波及的未確定事項が存在し、監査意見の表明を差し控える場合、監査人はその専門的技術のすべてを利用して制約のない監査を実施した後で、財務諸表の適正性に対する結論は何もないと述べる非論理的立場に置かれる。このことについてカーマイケルは、監査人は、①財務諸表は可能な限りGAAPに準拠して作成されているか、②未確定事項によって影響される項目は不確実性の帰結を条件とするものを除いてすべての点でGAAPに準拠して表示されているか、③不確実性が取り除かれた場合に監査人は無限定意

見を表明することができるかについては確かめるものの、不確実性に覆われている財務諸表は有用ではない (useless) とする (p.151)。そこで、波及的未確定事項が存在する場合には、GAAP準拠性に対する積極的な保証は与えるが、当該企業へのGAAPの適用可能性に関する結論は差し控えた、次のような特別な文言を用いるべきであると提案している (p.152)。

われわれは、添付されている財務諸表が、継続企業に適用可能な一般に認められた会計原則に準拠して作成されていると信じるが、上記の事項 (筆者注：中間区分の記載) は、現時点ではその影響を決定することができず、継続企業としての当社の将来、および、その結果として継続企業に適用可能な一般に認められた会計原則に準拠して作成された財務諸表の継続的な適切性に関して、重要な未確定事項をもたらしている。したがって、われわれは添付されている財務諸表全体に対する監査意見を表明する立場になく、監査意見を表明しない。

この意見差控監査報告書の文言は、ゴーイング・コンサーン問題を、GAAP準拠性の問題ではなく、継続企業を前提としたGAAPを適用することの妥当性の観点から捉えるという思考を示している。この思考は、Boritz [1991] で展開された議論に通じるものである。

IV 未確定事項と監査人の役割

『モノグラフ』公表の2年後、1974年にSAS第2号(AICPA[1974])が公表された。SAS第2号は、未確定事項を特定項目に関する未確定事項と複合的未確定事項に区分するとともに、いずれかの範疇に属する未確定事項の好ましからざる結果が、企業の継続的存続を脅かしかねない場合もあるとした (par.23)。そして、未確定事項が存在し、その帰結が合理的に予測できない場合には、条件付限定意見を表明するか、あるいは意見表明を差し控えるとともに、利用者に有用な情報を提供するために、当該事項に関する情報を監査報告書に記載することを求めた (pars.25 and 35)。カーマイケルが『モノグラフ』で主張した未確定事項の性質とゴーイング・コンサーン問題

の識別についてはSAS第2号に反映されたが、条件付限定意見の廃止は受け入れられなかったのである。

「1976年報告」は、こうした状況の下で、1975年に連邦破産法の適用を申請したW. T. Grant社の事例を題材として、未確定事項に対する条件付限定意見の是非を監査人の役割という観点から考察した研究報告である。「1976年報告」の問題意識は、「被監査会社に差し迫った危機を投資者に警告するのは監査人の役割か」である³⁾。

1. 情報リスクとビジネス・リスクの峻別 —監査人の役割—

W. T. Grant社の1975年1月30日に終了した事業年度の財務諸表には、連邦所得税額の更正の可能性があるが（一部は訴訟中）、延滞利息を含む追徴税額を見積もることはできないこと、および子会社の継続企業としての存続が危ぶまれており、同子会社に対する投資が減損している可能性のあることが注記されていた。また、この財務諸表に対する監査報告書（1975年4月18日付）には、これらの未確定事項に起因する条件付限定意見が表明されていた（p.50）。

カーマイケルは、異常な未確定事項についての監査人の報告義務は監査人の役割に関する見解によって左右されるとし、「情報リスク」と「ビジネス・リスク」という概念を用いて監査人の役割を次のように説明している（pp.51 and 69）。

証券投資に伴うリスクには、情報リスクとビジネス・リスクとがある。情報リスクとは、財務情報の作成と流通に関連するリスクである。このリスクは、同じ状態にある企業が情報の収集、要約あるいは表示のプロセスにおけるエラーのために異なって見える可能性を意味する。他方、ビジネス・リス

3) 当時、カーマイケルは1974年10月に設置されたコーエン委員会の研究スタッフであった。同委員会の最終報告書（Commission on Auditor's Responsibilities [1978]）における監査人によるビジネス・リスクの評価（条件付限定意見の表明）に対する強い批判や、偶発事象の単一箇所での注記開示の提案は、その内容から「1976年報告」に基づいたものであると考えられる。

クは不確実な経済における力 (force) を意味する。事業の成功には機会をつかむことが必要である。成功の可能性を共有したいと望む投資家は、事業活動に固有の不確実性に当然伴うリスクを引き受けなければならない。

この考え方に基づいてカーマイケルは、監査人の役割は財務情報に信憑性 (credibility) を付加することであり、情報リスクとビジネス・リスクを混同してはならないとする。将来事象の帰結の予測、したがって財務諸表から当該リスクを取り除く試みは監査人の基本的な役割と両立しない。監査人は、事業遂行に際してのリスクを変化させることも事業の成功を保証することもできない。企業活動に存在するリスク・不確実性は財務情報によって描写されるべきであり、監査人の注意はリスク・不確実性に関する開示の十分性の評価に向けられなければならないと主張した。

2. 条件付限定意見に対する批判

カーマイケルは、上述の監査人の役割に関する議論に基づいて、未確定事項の存在を理由とする条件付限定意見の表明には、次のような問題があると指摘している。

- ① 条件付限定意見は、財務諸表が間違っていることを指摘しようとしているのか、すでに財務諸表に開示されていることをたんに強調しようとしているのか、それとも未確定事項のために確定できない財務諸表の当該部分が将来修正される可能性を示しているのか。条件付限定意見の意味は曖昧である (pp.50-51)。
- ② W. T. Grant社の倒産の可能性は同社の年次報告書から読み取れる。投資者は監査人に対して同社の存続の危機を示す情報の指摘を期待すべきではない (p.51)。
- ③ 監査人には、未確定事項を指摘することによって当該未確定事項が不利な帰結を迎えた場合の責任を解除されるだろうという一般的な信念がある。しかし、不確実性についての情報開示が十分でなければ、たんに条件付限定意見を表明することによって責任が解除されるわけではな

い⁴⁾ (p.53)。

- ④ 条件付限定意見の表明は、馬を描いた絵に「これは馬の絵である」と解説をつけることと同じことである（「馬は馬」）。財務諸表が重要な未確定事項とそれが財務諸表に及ぼしうる影響を十分に描写していれば、条件付限定意見は不要である (p.54)。
- ⑤ 企業の継続的存続に関する疑問を理由とする条件付限定意見には、企業がいつ「継続企業」から「清算企業 (gone concern)」へと変化するかを決定する認められた規準が存在しない。また、財務諸表を事業継続中の企業に適切な金額ではなく清算価値を用いて作成すべきであるという決定がなされた場合であっても、そのような財務諸表をどのように表示すべきかを説明するGAAPはない (p.68)。
- ⑥ 未確定事項に対する条件付限定意見についての監査人の責任は監査人に将来事象の予測と会社の将来見通しの分析を強いる。それは有用な任務であるが、監査人の役割と矛盾しないか、および監査人はこの任務を効果的に遂行する能力を有するかは問題である (p.69)。

カーマイケルは、このような条件付限定意見に存在する問題点、および条件付限定意見を表明する監査人の責任に関する問題点に鑑みて、重要な未確定事項の存在を理由とする条件付限定意見を廃止することを提言した (p.70)。

V 分析から得られる示唆

未確定事項の監査問題の論点は、被監査会社が異常な不確実性に直面している場合の監査人の役割、すなわち「監査人は不確実性の性質や影響を評価し、重要な不確実性が存在することを監査報告書に記載しなければならないのか。」に集約される。条件付限定意見という監査の結論の伝達に関する議

4) 1975年のターレイ・インダストリーズ社事件では、会計上の見積りの不確実性を理由にした条件付限定意見を表明した監査人に対して、当該不確実性に関する財務諸表注記での開示が不十分であったことを理由に、法的責任が求められた（鳥羽・村山 [2000, pp.96-103]）。

論は、この論点に付随するものである。『モノグラフ』と「1976年報告」は、不確実性に対する監査人の役割をめぐる基本的な考え方が1970年代半ばには提示されていたことを示している。

この二つの研究成果では、それぞれに条件付限定意見の廃止が主張されているが、そこで想定されている監査人の役割は大きく異なる。『モノグラフ』で示された指示概念のうち鍵となるのは、有用性すなわち「財務諸表と監査報告書が一体として、意味のある情報を的確に財務諸表利用者に伝えられること」である。監査人は、重要な未確定事項について、専門的知識、波及性、および項目の性質という報告規準に照らして適切な監査意見を選択することが求められている。カーマイケルは、限定意見の一形態としての条件付限定意見の廃止を主張したにすぎない。これに対して「1976年報告」では、①財務諸表が重要な未確定事項の性質や影響を十分に描写していれば条件付限定意見は不要であることと、②未確定事項に関する開示の十分性を確かめることが監査人の役割であることが主張され、未確定事項に対する限定意見の表明そのものが否定されている。不確実性情報の伝達における監査の役割について Thornton [1983, ch.5] が示した理論モデルに照らせば、『モノグラフ』は「統合理論」、「1976年報告」は「メタ理論」に該当する⁵⁾。

現在、わが国やアメリカの監査基準では、特定項目にかかわる重要な未確定事項が存在しても、それによって監査意見を限定する（あるいは説明文節を追加する）必要はないとする考え方が採用されているが、監査意見の表明を差し控えることは禁じられていない。また、波及的未確定事項（ゴーイン

5) Thornton [1983, ch.5] は、不確実性に対する財務報告と監査の関係に着目し、「メタ理論」、「統合理論」および「条件付メタ理論」という三つの理論モデルを提示している。メタ理論 (meta theory) では、監査報告書は財務諸表という「報告」についての「報告」、すなわち「メタ報告」と位置付けられる。未確定事項は財務諸表において開示され、監査人はその開示の十分性を確認するだけで、監査報告書では未確定事項に言及しない。統合理論 (integral theory) では、監査報告書は財務諸表の一部（重要ではあるが単なる財務諸表注記の一つ）を構成するものと位置付けられる。財務諸表と監査報告書のそれぞれが未確定事項に言及する。条件付きメタ理論 (conditional meta theory) はメタ理論と統合理論の中間にあり、未確定事項についての条件付限定意見が表明される。詳細については、古賀 [1990, 第11章] を参照されたい。

グ・コンサーン問題) については、現在でも、例えばアメリカにおける説明文節やわが国における追記情報のような警報的情報を提供する実務が存在し、またこれに賛同する意見もある。さらに、日本とアメリカでは、ゴーイング・コンサーン問題に対して想定されている監査人の役割は大きく異なる。未確定事項に対する監査人の役割をめぐる議論は、完全に解決されたわけではない。さらに言えば、監査人の役割ないし監査機能をどのように考えるかは監査理論を構想する際の出発点であり、それぞれに応じた理論体系がありうる。

『モノグラフ』と「1976年報告」に示された未確定事項の評価プロセス、評価規準、評価結果の伝達形態、あるいは情報リスクとビジネス・リスクという概念は、ゴーイング・コンサーン問題を考察する際の重要な手がかりを示している。筆者は基本的には「1976年報告」に示された考え方（いわゆるメタ理論）を支持する。しかし、情報リスクとビジネス・リスクとを区別し、監査人の役割を情報リスクの削減に限定する考え方については、ゴーイング・コンサーン問題を純粹に情報リスクのみの観点から捉えられるかという問題がある。また、特定項目にかかわる未確定事項とゴーイング・コンサーン問題では監査人の対応が異なるが、なぜ区別するのか、そもそも区別する必要はあるのかについて検討する必要がある。これには「波及性」および「項目の性質」という概念による未確定事項の分類が関係する。これらは、情報の信頼性および不確実性の観点から未確定事項の本質と監査人の役割を考察する必要性を示唆するものである。

(筆者は関西学院大学商学部助教授)

[参考文献]

- American Institute of Accountants (AIA) [1954] *Generally Accepted Auditing Standards - Their Significance and Scope*, AIA.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1963] *Statement on Auditing Procedure No.33, Auditing Standards and Procedure*, AICPA. 日本公認会計士協会国際委員会訳 [1973] 『アメリカ公認会計士協会 監査基準と監査手続』同

- 文館。
- ____ [1974] *Statement on Auditing Standards No. 2, Reports on Audited Financial Statements*, AICPA, October 1974.
- ____ [1981] *Statement on Auditing Standards No.34, The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence*, AICPA, March 1981.
- Boritz, J. E. [1991] *The "Going Concern" Assumption : Accounting and Auditing Implication*, CICA Research Report, CICA.
- Carmichael, D. R. [1972] *The Auditor's Reporting Obligation : The Meaning and Implementation of the Fourth Standards of Reporting*, Auditing Research Monograph No. 1, AICPA.
- ____ [1976] "Risk and Uncertainty in Financial Reporting and the Auditor's Role," in Howard F. Stettler ed., *Auditing Symposium III, Proceedings of the 1976 Touche Ross / University of Kansas Symposium on Auditing Problems*, University of Kansas, pp.49-77.
- (The) Commission on Auditor's Responsibilities [1978] *Report, Conclusions and Recommendations*, AICPA. 鳥羽至英訳 [1989]『財務諸表監査の基本的枠組み』白桃書房。
- Thornton, Daniel B. [1983] *The Financial Reporting of Contingencies and Uncertainties : Theory and Practice*, Research Monograph No.5, CICA.
- 古賀智敏 [1990]『情報監査論』同文館。
- 鳥羽至英・村山徳五郎責任編集 [2000]『SEC会計連続通牒(2) 1970年代(2)』中央経済社。
- 永見尊 [1998]「未確定事項の属性と監査人の評価～カーマイケルの実施概念を中心として～」『作新経営論集』第7号、1998年3月、67-86頁。
- 八田進二(編著) [2001]『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』(日本監査研究学会研究シリーズXIV) 中央経済社。
- 林隆敏 [1992]「未確定事項の本質と評価」『関西学院商学研究』第31号、1992年1月、18-35頁。
- 森 實 [1977]『監査論研究』白桃書房。